

農地転用には、許可が必要です

農地を農地以外のものとする場合または農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、原則として許可が必要になります。

- 効率的かつ生産性の高い農業の基盤となる「**優良農地**」を確保します。
- **市街地に近接した地域の農地や生産力の低い農地等から順次転用**していくようにし、計画的な土地利用を推進し、適正な国土利用を実現します。
- このため、**転用不許可となる農地があります**。
- また、資産保有目的・投機目的などの**具体的な土地利用を伴わない農地取得を禁止**します。

こんなときには……



農地を

- ▶住宅、工場、店舗、学校、病院等の施設用地にしたい
- ▶道路、水路等の用地にしたい
- ▶青空駐車場として利用したい
- ▶農業用施設を建てたい
- ▶一時的な資材置き場にしたい
- ▶作業員仮宿舎を設置したい
- ▶砂利採取場としたい

農業委員会事務局(54-2121内線250)までご相談ください。

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、国又は都道府県知事から工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

違反転用や原状回復命令違反については、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円の罰金という罰則の適用もあります(農地法第64条、67条)。

認定農業者の認定を受けましょう

砂川市農業委員会では、担い手の育成及び確保のため、認定農業者数について、現状59経営体のところ、平成23年度は64経営体、5経営体の増とすることを目標としています。(「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画」より)

認定農業者制度は、経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定する仕組みです。スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等、**国の各種支援策は、認定農業者に対して重点的に行われます。**

◇ 認定を受けられる農業者 ◇

農業に意欲のある方(年齢や性別、専業農家・兼業農家の別、経営規模の大小、個人・法人は問いません)であって、5年後に

- ★農業所得がおおむね 400万円 以上を目指す方。
 - ★年間就農時間が 1,800 ~ 2,000 時間を目指す方。
- です。(現在、達成されている方も認定を受けられます。)

◇ 認定の手続きについて ◇

認定を受けようとする方は、

- ①経営規模の拡大(作付面積、飼養頭数、作業受託面積)
- ②生産方式の合理化(機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等)
- ③経営管理の合理化(複式簿記での記帳等)
- ④農業従事の内容の改善(休日制の導入等)

など大きく4つの目標と、それらを達成するための内容を記載した「農業経営改善計画書」を砂川市に提出してください。



※ 詳細は、農政課(54-2121 内線248・249)までお問い合わせください。